

が困難な曲解の癖があるが、これによる曲解の状態にある原告に真正妄想を認める医師がいても不思議ではないことが認められるのであるから、清水医師が右各資料を診断の基礎資料としたことは不当であるということではない。

(3) 次に、清水医師が本件診察に臨む原告の認識を誤解していたことについては、精神科医としてやはり落度とみるべきであろうが、本件についていえば、清水医師は、問診において原告のほとんど応答をしない態度により積極的な資料は得られず、自己の誤った認識や原告の認識の誤解がなかったとしても、判断の基礎となる事実につき若干異なった角度からの推測ができたというだけともいえるのであり、また、警察官の報告書及び小松回答書を併せ判断すれば、原告が精神分裂病であると診断することを必ずしも不当とすることはできないことは、右(2)で述べたとおりであるから、右の落度を結果に影響を及ぼさないもので、これをもって、清水医師の診断を違法とする根拠とすることはできない。

(4) そうすると、清水医師は、同医師の診断を行うに当たりその職務上の法的義務に反したとはいえず、同医師には国家賠償法上の違法はない。

(二) 被告委員会の委員について
(1) 原告は、被告委員会(委員)は、精神病の診断が住々にして誤ることがあるので、複数の医師に診断させるべきであったと主張する。

しかし、法は複数の指定医による診断

を要求する規定を置いていないこと、精神保健法は、知事が精神障害者の入院措置をとる際に複数の精神保健指定医の診察を要する旨定めているが(同法二九条二項)、これは精神障害者が自傷し又は他人に害を及ぼすことを防止するため、

他人を入院させ、その身柄を拘束する場合に要する手続であるところ、これと目的を異にする臨時適性検査における指定医の診断において同様の手続を履践しなければならぬとはいえないこと、診断の誤りの可能性を根拠に複数の医師の診断を要するとの見解は、一般的に慎重な診断を行う必要があるという意味では採用できるが、迅速性、簡易性を損なうことになるから、同検査における指定医の診断において絶対に必要な手続であるとは考えざるべきではないこと等を考え合わせると、一人の指定医に診断させるか、複数の指定医に診断させるかは、被告委員会ないし同委員の裁量に属するといつてよく、本件に現れた諸事情に照らすと、被告委員会ないしその委員に裁量権の逸脱、濫用があるとはいえない。

(2) 原告は、被告委員会(委員)が清水医師の診断の経緯、根拠を調査するなどの診断結果の正否の検討を怠った点を指摘している。

しかし、前記二の(一)の(1)に判示のとおり、指定医による臨時適性検査における診断は医学上の鑑定とみることができものであるから、その診断の妥当性に疑いを持つべき特段の事情がない限り、これによるべきはむしろ当然であり、

本件全証拠によるも、右特段の事情を認めるに足りない。

(3) 原告は、被告委員会(委員)が聴聞手続を経なかった点を指摘する。

しかし、右指定医の診断がある場合には、聴聞を行わないで運転免許を取り消すことができることとされているのである(法一〇四条四項)。右規定は、同項所定の事由があるときは、原則として聴聞を行うことを要しないとされたものであると解されるところ、本件の場合に、特に聴聞を行わねばならないとする例外かつ特殊な事情は、本件全証拠によるも認められることはできない。

(4) そうすると、被告委員会の委員は、本件処分を行うに当たり、職務上の法的義務に反したとはいえず、同委員には国家賠償法上の違法はない。

4 まとめ
以上によれば、原告の損害賠償請求は、その余の争点につき判断するまでもなく理由がない。

三 結語

よって、原告の本訴請求のうち、被告委員会に対する本件処分の取消請求は理由があるからこれを認容し、被告都に対する損害賠償請求は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき行訴法七条、民訴法八九条、九二条を適用して、本文のとおり判決する。

(裁判長裁判官鈴木康之 裁判官佐藤道明 裁判官青野洋士)

国家補償法

行政、国家補償法、国家賠償法

2 参考人の取調べの結果作成する供述調書につき、録取する供述の取捨選択に関する検察官の措置に違法はないとされた事例

〔東京地裁昭六三(ワ)第八六号、損害賠償請求事件、平成元・5・29民事第一七部判決、請求棄却・控訴〕

【参照条文】

国家賠償法一条一項、刑事訴訟法二二三条二項・一九八条三項

【キーワード】

国家賠償、参考人の取調べ、供述調書

〈解説〉

本件は、交通事故の目撃者(被害者の孫、当時九歳)が業務上過失致死被疑事件の参考人として検察官から取調べを受けた際、自己の供述のうち重要部分(被疑者が自動車運転中頭を「カクッカクッ」と下げたこと及び右自動車が歩道部分に向け加速しながら走行して来たことなど、被疑者が居眠り運転したことを端的に示す供述)が欠落し、虚偽の事実が記載された供述調書を作成されたため、正確に調書が作成されるとの期待及び公正であるはずの検察庁に対する

信頼が裏切られて精神的苦痛を被つたと主張して、国に対し国家賠償法一条一項に基づき損害賠償を請求した事案である。

本判決は、検察官が前記供述部分を調書に録取しなかったのは、原告がいったんは同席していた母の指示によつて前記のようなことを述べるに至つたものの、その真实性を確認するための尋問に対し右のような供述をしなかつたことから、右供述は不明確で最終的にはそのような供述はなかつたものと判断したためであると認定した上で、一般論として「検察官が目撃者らの取調べを行った場合、供述調書を作成するか否かは自由であり、作成する場合にも供述者の最終の供述に基づいて作成すれば足り、供述者が述べたことをそのまま全部記載する必要も義務もない。」と判示し、前記事実関係のもとで目撃者の供述を記載しなかつた検察官の措置に違法はないとして、請求を棄却した。

検察官等の捜査機関に対しては、犯罪の捜査をするに必要があり、犯者は被疑者あるいは参考人を取り調べてその供述を調書に録取することが認められているが（被疑者につき刑事訴訟法一九八条、参考人につき同法二三三条）、これは捜査機関に取調べ及び供述調書作成の権限を与えたものであつて、その義務までも定めたものではないと解されている。したがつて、供述を録取するかどうかが、取調べの結果を全部録

取するか一部の録取にとどめるかは原則として捜査機関の自由である（青柳文雄ほか・註釈刑事訴訟法第二巻八六頁、小野清一郎ほか・ポケット註釈全書刑事訴訟法（上）四四二頁等参照）。本判決の前記判示はこのような見解に立脚するものであり、もとより妥当である。しかしながら、供述していないことを調書に記載したり、原供述と趣旨を違えて録取することが許されないことは事理の性質上当然であろう。捜査機関を構成する公務員にそのような行為があつたとすれば、それは、実体的真実主義及び適正手続（同法一条）に反するものとして、刑事訴訟法上違法の評価を受けるばかりでなく、公務員の職務行為としてもこれにより損害を被つた個別の国民に対する関係において国家賠償法上違法の行為であると評価されることになる。したがつて、供述録取の際、供述の取捨選択が捜査機関に任せられていないかぎりにおいても、それは真実に反しないかぎりにおいてという限定が付されているのであり、録取の正確性の確保には慎重な配慮が要求されることにならう。

従来、あまり論じられることのないかつた供述調書の作成と国家賠償法上の違法行為に関する事案であり、実務上参考になると思われるので、紹介する次第である。（関係人一部仮名）

原告 告小菅 真理子
右法定代理人親権者

母 小菅清子
右訴訟代理人弁護士 内山成樹
被告 告国
右代表者法務大臣 高辻正己
右訴訟代理人弁護士 樋口哲夫
右指定代理人 斉藤隆
同 柳本俊三

主文
原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

事実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 被告は原告に対し、二五〇万円及び内二〇〇万円に対する昭和六十二年一月二日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 仮執行宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

1 主文同旨

2 担保を条件とする仮執行免脱宣言

言

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 (当事者など)

原告は、亡小菅まち（以下、まちという）の孫である。

甲副検事（以下、甲副検事という）は、昭和六十二年ころ、新潟地方検察庁長岡支部の副検事であった者であり、後記2の交通事故を担当したものである。

2 (交通事故の発生)

星行正（以下、星という）は、昭和六

二年八月一七日午後〇時ころ、新潟県北魚沼郡湯之谷村大字大沢四五六番地先路上において、奥只見方面より小出町方面に向け走行中、進路前方の道路左側端から右方に横断しようとしていたまちに自車を衝突させ、同人に脳挫傷等の傷害を負わせた。このため、同人は、同日午後〇時三二分、県立小出病院において死亡した。

3 (甲副検事の不法行為)

甲副検事は、昭和六十二年一月一日、新潟地方検察庁長岡支部において原告を取り調べた。右取調べにおいて、原告は、星が走行中その頭を「カクッカクッ」と下げたこと、同人運転の車両が走行車線の中央部分から歩道部分に向け加速しながら走行したことなどを供述した。右供述は居眠り運転を端的に示す供述であつた。

しかしながら、甲副検事は、原告の供述調書を作成するにあつて右供述を欠落させた。更に甲副検事は、原告に対して右供述が真実記載されているかのよう読み聞かせ、原告を欺罔した。このため、原告は右供述が正確に録取されていると誤信して、同調書の末尾に署名指印し、甲副検事は正しく読み聞けしていないにもかかわらず、これに続けて「右のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名指印した。」旨虚偽の事実を記載し署名捺印した。

4 (星に対する刑事処分)

本件交通事故はまちの飛び出しによる事故とされ、星に対する刑事処分は昭和

六二年一月二五日、小千谷簡易裁判所において、罰金二〇万円に処するとの略式手続きで処理された。

5 (原告の損害)

(一) 慰謝料二〇〇万円

甲副検事の欺罔により、原告の、正確に調査が作成されるとの期待及び公正であるはずの検察庁に対する信頼は決定的に裏切られた。これによって原告の受けた精神的損害は甚大であり、これを金銭に評価すると二〇〇万円を下らない。

(二) 弁護士費用

原告法定代理人は本件を原告訴訟代理人に委任し、弁護士費用及びその実費の支払を約したが、右費用及び実費としての相当額は五〇万円を下らない。

6 よって、原告は、被告に対し、国家賠償法一条一項による損害賠償請求権に基づき、二五〇万円及び内二〇〇万円に対する本件不法行為の日の翌日である昭和六二年一月二日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による金員の支払を求める。

二 請求原因に対する認否

1 請求原因1、2及び4の各事実は認める。

2 請求原因3のうち、甲副検事が、原告主張の日時、場所において原告を取り調べたこと、原告の供述調書を作成したこと、原告が同調書を読み聞かせたこと、原告が同調書末尾に署名捺印したこと、甲副検事が同調書に署名捺印したことは認め、その余は否認する。

3 請求原因5は否認する。

第三 証拠(省略)

理由

一 請求原因1、2及び4の各事実は当事者間に争いが無い。

二 請求原因3について判断する。

請求原因3の事実中、甲副検事が原告主張の日時、場所において原告を取り調べたこと、原告の供述調書を作成したこと、原告が同調書を読み聞かせたこと、原告が同調書末尾に署名捺印したこと、甲副検事が同調書に署名捺印したことは当事者間に争いがなく、(証拠)を総合すると、昭和六二年一月一日正午ころから、新潟地方検察庁長岡支部において、甲副検事が、原告の母親の同席のもとで原告(当時九歳)に対する取調べを行い、取調べのはじめのころ、原告が被害者の動き及び加害車両の動きについてあまり答えなかったところ、原告の母親が、原告に対して、運転手がガクガクとして左に九〇度くらい切り込んで行って事故にあったのを見ていることをはっきり言いなさいと諭し、それから原告が原告の母親の言うようなことを供述するようになり、まちが道路の歩道の所に立っていて左右を見ていたこと、左側から小さい白い車が来たこと、運転手が頭を二度ほど縦にカクカクッと下げたこと、車が進むの方に九〇度くらい切り込んでいったことを身振りを交えながら供述したこと、これに対し、甲副検事が九〇度くらいで左に切り込むとお店にぶつかってしまふのではないかと聞いたがはつきりした返事がなく、さらに、確かにガクガク

というのは見えたのかと聞いたところ、原告はまだ目が覚めたところでよく分からないという返事であり、原告が事故時の状況だけでなく事件後に現場に何回か行って得た認識を加えて供述していると思える部分があったことから、原告の右供述の真实性を確かめるためいろいろ尋問をしたら最後にはそのような供述をしなくなったこと、したがって、甲副検事は、まちが歩道上にいたこと、左の方から小さい白い車が来たことを原告が見ているという供述はあるが、運転手がガクガクと頭を縦に二回振ったことや、車が進むの方に切り込んで行ったことについては、供述は不明確で最終的に原告の供述はないものと考えたこと、そこで調書には、まちが歩道の所に立っていて左右を見ていたこと、その時左側から小さい白い車が来たことは記載したが、運転手が頭を二度ほど縦にカクカクッと下げたこと、車が進むの方に切り込んで行ったことについては記載しなかったことと認められ、右認定事実を左右するに足る証拠はない。

ところで、検察官が目撃者らの取調べを行った場合、供述調書を作成するか否かは自由であり、作成する場合にも供述者の最終の供述に基づいて作成すれば足り、供述者が述べたことをそのまま全部記載する必要も義務もない。本件において甲副検事が供述調書に、運転手がガクガクと頭を縦に二回振ったことや、車が進むの方に切り込んで行ったことを目撃したとの原告の供述を記載しなかったこと

とは、甲副検事が原告の右供述は最終的にないものと考えたことによるものであり、また、前記認定の事実によればそのように考えたことも相当であり、従って、同副検事が原告の右供述を記載しなかったことに何ら違法はない。

さらに、原告は、甲副検事が、運転手が頭をカクカクッと下げたことや、車両が走行車線の中央部分から歩道部分に向け加速しながら走行したことが調書に記載されていないのいるかのよう読み聞かせて、原告を欺罔して調書に署名捺印させ、また、正しく読み聞かせていないのに、「右のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名捺印した。」旨虚偽の事実を記載して署名捺印したと主張し、原告本人尋問の結果中には右主張に沿う部分があるが、これは証人甲の証言に照らすと、たやすく信用することができず、ほかに、右事実を認めるに足る証拠はない。

三 以上によれば、その余の事実を判断するまでもなく、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八五条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官上野 至 裁判官柿川 博之 裁判官古閑美津恵)